

令和元年第6回笠間市教育委員会定例会議事録

1,招集日時 令和元年6月25日(火) 午後3時00分開議

2, 招集場所 笠間市役所教育棟 教育委員会室

3,議事録署名人 吉崎静夫

4, 出席者 教育長

教育委員4名事務局13名

5, 傍聴人 なし

6,提出された議題(議事) 以下のとおり

7,会議の大要

(1) 開会

今泉教育長 午後3時00分開会を宣す。

今泉教育長 はじめに、6月23日付で任期満了となりました吉崎委員につきま

してご報告申し上げます。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定に基づき、6月の第2回笠間市議会定例会において、教育委員の任命について同意を得られ、6月24日付で山口市長から吉崎静夫氏が教育委員に再任されました。よろしくお願いい

たします。

(2) 議事録署名人の指名

今泉教育長 吉崎委員を指名する。

(3) 教育長の報告

今泉教育長 別紙により教育長事務報告をする。

今泉教育長教育長の事務報告が終わりました。委員の意見を求めます。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、教育長の報告については、以上のとおりとします。



(4) 議事

今泉教育長

それでは、議事に入ります。本日の議案「議案第20号」は人事案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、審議を非公開としたいと思いますがいかがでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 それでは、異議なしと認め、「議案第20号」の案件を非公開といた します。

【議案第20号】(非公開)

今泉教育長 それでは、非公開の案件が終了しましたので、会議の非公開を解除 いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第21号 笠間市社会教育指導員規則の一部を改 正する規則について」生涯学習課長より説明を求めます。

事務局 「議案第21号 笠間市社会教育指導員規則の一部を改正する規則について」説明をさせていただきます。タブレット6ページをご覧いただきたいと思います。社会教育指導員につきましては、笠間市社会教育指導員規則に基づきまして6名の方に委嘱しております。任期は1年で現在友部公民館内に勤務していただいております。指導員設置の趣旨といたしましては、社会教育の振興と充実、強化を図ることで、具体的には毎週土曜日に行われております寺子屋事業や、家庭教育学級などを担当していただいております。今回の改正内容について8ペ

す。現行では、指導員の服務は1週3日とする。ただし、4週を通じて12日とすることができるとなっております。こちらを指導員の服務は月に付き、12日とするに改正いたします。4週というのは、1カ月という意味でございますが、5週目がある場合が出てしまうことと、事業の状況によっては週3日と限定することよりも、しない方が

効果的に活動できるということで、今回改正するものでございます。

ージをご覧いただきたいと思います。第7条服務についてでございま

以上で説明を終わらせていただきます。

今泉教育長 只今,生涯学習課長より説明がございましたが,「笠間市社会教育指導員規則の一部を改正する規則について」は,別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが,何かご質問等はございますか。



戸田委員 ひと月あたりの服務日数は変わらないってことでしょうか。

事務局 変わらないです。

戸田委員 服務日数を融通がきくように変えるということなんですが、今まで

やってきたことがこれから変わって新しく何かやっていくからこのよ

うに変えたのか。何か具体的なものはあるのでしょうか。

事務局 具体的には変わらないのですが、読み方で今までも月12日というの

は変わらなかったのですけど、5週目がでてきてしまうという規則上の言い方です。ただ変えるところは、今までは1週間で3日っていう

のがありましたけれども、そこは柔軟に変えるということです。

今泉教育長 他に何かご意見、ご質問等はよろしいでしょうか。

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議

ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第21号 笠間市社会教育指導員規則の一部

を改正する規則について」は、原案のとおり可決いたします。

今泉教育長 続きまして、「議案第22号 第25回参議院議員通常選挙における

職員の兼務(充当、事務従事)の協議について」学務課長より説明を

求めます。

事務局 「議案第22号 第25回参議院議員通常選挙における職員の兼務

(充当,事務従事)の協議について」ご説明をいたします。タブレットの方は10ページ,11ページをお開きいただきたいと思います。この資料の方にございますように、令和元年6月20日付けで笠間市選挙管理委員会より第25回参議院議員通常選挙における職員の兼務について地方自治法第180条の3の規定による協議がありましたので、教育委員会の同意を求めるものでございます。従事者につきましては、11ページをご覧いただきたいと思います。こちらに7月21日執行予定の参議院議員選挙の事務従事者一覧がございますが、当日、教育委員会所管で選挙事務に従事する職員は合計で21名となります。

説明は以上になります。



今泉教育長 只今,学務課長より説明がございましたが,「第25回参議院議員通

常選挙における職員の兼務(充当,事務従事)の協議について」は、 別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご

質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

今泉教育長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することにご異議

ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

今泉教育長 異議なしと認め、「議案第22号 第25回参議院議員通常選挙にお

ける職員の兼務(充当,事務従事)の協議について」は、原案のとお

り可決いたします。

今泉教育長 以上で全ての議事が終了いたしました。

(5) その他 なし

(6) 閉会

今泉教育長 午後3時45分閉会を宣す。

8, 議決事項

議案第20号 高齢者叙勲の推薦について

可決

議案第21号 笠間市社会教育指導員規則の一部を改正する規則について

可決

議案第22号 第25回参議院議員通常選挙における職員の兼務(充当,事務

従事) の協議について

可決